長野県	（削る）
	ファイバースノウ
	ホワイトファイバー
	シュンライ
岐阜県～滋賀県	（略）
（削る）	（削る）
兵庫県・鳥取県	（略）
広島県	さやかぜ
	（削る）
大分県	（略）

（削る）	
麦茶の製造用以外のもの	
麦茶の製造用以外のもの	
麦茶の製造用	
（略）	
（削る）	
麦茶の製造用以外のもの	
（削る）	
（略）	

備考　（略）

別表第四　はだか麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
茨城県～島根県	（略）	（略）
岡山県	イチバンボシ	麦茶の製造用以外のもの
	キラリモチ	麦茶の製造用以外のもの
広島県	キラリモチ	麦茶の製造用以外のもの
山口県・徳島県	（略）	（略）
香川県	イチバンボシ	麦茶の製造用以外のもの
	ダイシモチ	麦茶の製造用以外のもの
愛媛県～佐賀県	（略）	（略）
長崎県	長崎御島	麦茶の製造用以外のもの
	御島稗	麦茶の製造用以外のもの
熊本県・大分県	（略）	（略）

長野県	シュンライ
	ファイバースノウ
	ホワイトファイバー
	（新設）
岐阜県～滋賀県	（略）
京都府	ミノリムギ
兵庫県・鳥取県	（略）
広島県	さやかぜ
	すずかぜ
大分県	（略）

麦茶の製造用以外のもの	
麦茶の製造用以外のもの	
麦茶の製造用以外のもの	
（新設）	
（略）	
麦茶の製造用	
麦茶の製造用以外のもの	
麦茶の製造用	
（略）	

備考　（略）

別表第四　はだか麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
茨城県～島根県	（略）	（略）
岡山県	イチバンボシ	麦茶の製造用以外のもの
	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
山口県・徳島県	（略）	（略）
香川県	イチバンボシ	麦茶の製造用以外のもの
	（新設）	（新設）
愛媛県～佐賀県	（略）	（略）
長崎県	（新設）	（新設）
	御島稗	麦茶の製造用以外のもの
熊本県・大分県	（略）	（略）

附　則

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成三十年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十九年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。